

全ト協の平成30年度 「血圧計導入促進助成事業」のご案内

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 申請受付期間

本助成事業の実施期間は、平成30年4月1日～平成31年3月15日までとする。

※なお、上記期間内であっても、鳥取県トラック協会への交付限度額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

3. 助成対象者

全ト協が認めた機器（血圧計）を、買取り（一括・割賦）にて新たに設置した鳥取県トラック協会の会員事業者（中小企業者※）に対し助成する。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 対象装置

助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

5. 助成額・予算枠

- (1) 全ト協助成額 血圧計の取得価格の1/2・上限5万円
1事業所あたり1台まで

※国等から補助金が交付された場合は、全ト協の助成金を交付しない。

- (2) 鳥取県交付限度額 1,200千円 24台

6. 実績報告及び助成金の請求

- (1) 血圧計導入促進助成事業実績報告書
- (2) 請求書（写）（機器のメーカー名・機器名・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの）
- (3) 領収を確認できるもの（領収書等（写））（割賦販売の場合も販売会社が発行したものがが必要です。）

7. 申請をされる方は、血圧計導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

血圧計導入促進助成対象機器一覧

平成30年5月15日現在

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 Slim	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月14日 制 定
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに機器を導入した場合、別に定める額を交付する。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

2 地方ト協への交付限度額は別に定める。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 地方ト協は、事業者の血圧計導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金交付)

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。